

するための案を得ることに努めてきたが、ここに決論を得た。ついでには本準備会の意見を基礎としてローマ字調査委員会がすみやかに設置され、中正妥当な結論が得られるように希望する。

三、ローマ字調査会

準備会終了後当局としては、その決議に基いて、一日もすみやかに「ローマ字調査委員会」（仮称）を本格的に発足させるために、必要な準備をととのえつつあつたのであるが、政令による委員会を設置するための根拠となる「各省設置法」の制定施行をみないために、いたづらに日を送ることになつたのである。しかしながらローマ字に関する調査・審議は一日もゆるがせにすることができないといふことがらであるので、この際ひとまず政令によらず大臣裁定による調査会を設置することとし、将来、根拠法規の制定されたあかつきには政令によるものにきりかえる予定をもつて「ローマ字調査会」という名称のもとに出発することとなつたのである。

学術用語調査会（昭二四・一・五）

主管 科學教育局 科學資料課

学術用語調査会規程

（昭二四・一・五官報）

文部省訓令第一号

学術用語調査会規程を次のように定める。

昭和二十四年一月五日

文部大臣 下 條 康 廣

學術用語調査会規程

第一條 學術用語調査会（以下、調査会という。）は、學術用語の制定に関する事項を調査審議する。

調査会は、前項の事項について、文部大臣に建議することができる。

第二條 調査会は、会長一人、副会長三人及び委員六十人以内で組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、学会研究団体等の推薦による学識経験のある者及び関係官吏の中から、文部大臣が委嘱し、又は命ずる。

第四條 委員の任期は二年とする。但し、重任することを妨げない。

第五條 会長及び副会長は、委員の互選による。

会長及び副会長の任期は二年とする。但し、重任することを妨げない。

第六條 会長は、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

第七條 調査会に必要なときは、部会を置くことができる。

第八條 調査会は、文部省関係職員に対し、調査会に出席して意見を述べることが求められることができる。

きる。

文部省関係職員は、調査会に出席して意見を述べることができ。

第九條 調査会に幹事を置き、文部大臣が委嘱し又は命ずる。

幹事は上司の指揮を受けて庶務を整理する。

第十條 調査会に書記を置き、文部大臣が命ずる。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

学術用語調査会を設置する趣旨

さきに政府は、内閣告示をもつて「当用漢字表」および「現代かなづかい」を制定公布し、今後これを廣く各方面に使用することを希望した。

科学技術に関する学術用語についても、この告示の趣旨にそい、あるいは重複したもの、あるいは複雑難解なものなど約八十万語に及ぶ用語（名詞、動詞、形容詞）の統一簡易化を図り、一方戦時中いちじるしく躍進を遂げた米國學術界の新用語をも採択の上、わが國の學術標準用語を制定し國民の科学に対する理解を深め、科学教育の普及徹底を図るとともに、外國との文化交流に寄與することは各方面から要望されている。

また學術標準用語の制定は、全學術会および研究團體の協力により、全科学者および技術者の責

任と権威とにおいて新時代の國語運動の一環として処理すべき國家的事業である。

これらの要望にこたえ、適切な學術用語の制定について調査審議を行うために、全科学技術界を代表する學識經驗者を集めて、學術用語調査会を設置して、所期の目的を達成するためここにこの調査会の規程を制定しようとするものである。

(備考)

昭和二十四年四月八日第一回總會開催、同席上互選の結果、会長に有光次郎、副会長に服部靜夫、福田武夫が当選した。